

<新型コロナウイルス感染症影響対策>

「五泉市小規模事業者事業継続応援給付金」制度説明会の開催について

日頃より当会の事業運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、商工会では、五泉市による新たな新型コロナウイルス感染症対策を目的とした「五泉市小規模事業者事業継続応援給付金」制度が創設され、申請手続きが始まることを受け、本給付金の制度概要と申請書類の記載方法等に関する説明会を開催いたします。

つきましては、下記概要をご確認のうえ、従業員数や売上減少基準等の申請要件に該当する会員事業者の皆様は、ぜひとも本説明会にご参加下さるようお願いいたします。

なお、本案内は給付金の対象・対象外を問わず、全会員宛に送付しておりますのであらかじめご了承下さい。

◎五泉市小規模事業者事業継続応援給付金概要

- 【申請要件】 令和3年6月～8月のいずれか1月の売上が、前年または前々年同月の売上高と比較して20%以上減少していること。
- 【給付額】 **10万円**
- 【対象者】 **常用労働者(パート・アルバイトを除く)が10名以下の小規模事業者**
(※本給付金は全ての業種が給付対象です。)
- 【その他】 申請書類等の具体的内容や、申請受付期間、提出先及び提出方法等の詳細については、説明会当日に資料配布のうえ、ご説明します。

- 1. 日時 令和3年**10月18日**(月) **14:00 ~ 15:00**
- 2. 内容 (1)給付金の制度概要について
(2)申請書類の記載方法について
(3)質疑応答・その他連絡報告事項
- 3. 講師 経営指導員 菊池
- 4. 会場 **村松商工会館 2階大会議室** (五泉市村松乙 245)
- 5. 申込 **10月14日(木)まで**に下記申込票により商工会までお申込み下さい。
(村松商工会：TEL.58-2201/FAX.58-8409)

10/18開催 五泉市小規模事業者事業継続応援給付金 (FAX.58-8409)			
事業所名		電話番号	
住所		FAX	
参加者名	①	②	